

様式第11号(第11条関係)

公共用財産自営工事承認申請書(新規・変更)

年 月 日

糸魚川市長 様

住所

氏名

印

電話

下記のとおり公共用財産の自営工事の承認を受けたいので、糸魚川市公共用財産管理条例施行規則第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 公共用財産の所在地	糸魚川市			番地先
2 公共用財産の種類	道路	水路	その他()	
3 工事の目的				
4 工事の内容				
5 工事の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
6 工事の方法	直営	請負	工事施行者	
7 許可を受けた年月日等 (変更の場合は必ず記入すること。)	年 月 日		許可番号	糸魚川市指令 建第 号
8 変更の内容 (変更の場合は必ず記入すること。)	変更前		変更後	
9 その他参考となる事項				

注 1 公共用財産の種類欄は、該当するところに○印をつけ、その他に該当する場合は()内にその種類を記入すること。

2 工事の方法欄は、該当するところの番号に○印をつけること。

添付書類

- 1 位置図
- 2 公図等の写し
- 3 工事平面図、構造図及び縦横断面図
- 4 構造設計計算書
- 5 他の法令等により官公署の許可又は確認を必要とするときは、その許可書又は確認書の写し
- 6 市内会長、区長等の意見書及び承認の申請について利害関係人が存する場合は、その同意書
- 7 帰属承諾書
- 8 現場の状況が確認できる写真
- 9 その他市長が必要と認める書類

※ 添付書類は、市長が認めた場合一部を省略することができる。

許 可 書

糸魚川市指令建第 号
年 月 日

上記公共用財産の自営工事の承認申請(新規・変更)について、下記条件を付して許可します。

糸魚川市長

印

1 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 その他の条件	(1) 検査完了後2年以内に、工事に起因して公共用財産が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。

(付記) この許可について、不服のあるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第6条の規定により、糸魚川市長に対して異議の申立てをすることができます。

※ 枠内は記入しないでください。